

## パブリックコメント結果の概要

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則の一部を改正する省令案について、広く国民からの意見を募集するため、平成 29 年 3 月 7 日（火）から 4 月 5 日（水）までの間、パブリックコメントを実施した。

意見提出のあった個人・団体数は 29 件であり、寄せられた意見を項目別に整理したところ、46 件あった。その内訳は以下のとおりである。

## 1. 意見提出者の内訳

	メール	F A X	郵 送	合 計
個 人	2 0	6	3	2 9
団 体	0	0	0	0
計	2 0	6	3	2 9

## 2. 項目別の主な意見とのべ意見数

提出された意見のうち、代表的な意見の概要は次のとおりである。

全体のべ意見数：46 件

## (1) 対象狩猟鳥獣の捕獲等の禁止の見直し

ヤマドリ雌、キジ雌

意見なし。

ヒヨドリ

意見なし。

ツキノワグマ（九州地方のツキノワグマの捕獲等の禁止を含む）【件数：31 件】

ヒグマ及びツキノワグマは絶滅が危惧されているので、全国での捕獲等を禁止すべき。（29 件）

今後、万一、九州地方でクマが発見された際に狩猟可能となることを防ぐため、今後も九州地方における捕獲等の禁止措置を継続すべき。（2 件）

シマリス

意見なし。

チョウセンイタチ  
意見なし。

( 2 ) 対象狩猟鳥獣の捕獲等の制限の見直し

ニホンジカ【件数：1件】

欲にまかせた突出した捕獲が恒常化するため、1日当たりの捕獲頭数制限の解除はすべきでない。

( 3 ) 対象狩猟鳥獣の保護に支障を及ぼす猟法の見直し

弓矢【件数：2件】

くくりわな・はこわなのとめさしに限り弓矢等が使用できるようにしてほしい。(1件)

銃が使用できない地域でわな以外の猟法の必要性が生じており、一定の条件下でクロスボウが使用できる仕組みが望まれる。矢の先端部にブレードが装着されたものなら半矢の可能性は低くなるのでは。(1件)

( 4 ) 狩猟鳥獣の見直し

チョウセンイタチ【件数：1件】

鳥獣判別能力をさほど持ち合わせない狩猟者もいるため、チョウセンイタチを雌雄ともに狩猟鳥獣とすべきでない。

( 5 ) その他 【件数：10件】

特定外来生物である外来鳥獣(キョン、ハリネズミ類、チメドリ類)や日本に近縁種がない外来鳥獣(オウム類)は狩猟鳥獣としては。(1件)

特定外来生物であるキョンを狩猟鳥獣としては。(2件)

狩猟鳥獣のうち、漁業、農業被害を多く与える種ではない鳥獣は外すべきでは。(1件)

ヤマシギをレッドデータブック等に指定している都道府県は多いため、ヤマシギを狩猟鳥獣から外すべきでは。(1件)

オオバンの数が増えているが、害性はないことから有害鳥獣捕獲はできないので、オオバンを狩猟鳥獣にすることで、狩猟による捕獲圧をかけてはどうか。(1件)

非狩猟鳥との誤認が危惧される狩猟鳥(コガモ、タシギ、ヤマシギ等)は狩猟鳥獣の指定の解除を検討してはどうか。(2件)

非狩猟鳥との誤認捕獲が生じていることを踏まえ、害性のある鳥類以外は狩猟鳥からはずすべきではないか。(2件)